

令和5年度

**第16期第35回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和6年3月12日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和6年3月12日(火) 午前10時00分から10時40分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 講堂

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（区画漁業：真珠、真珠母貝）について
- 4 報告事項2 太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 5 その他
（1）次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 矢田和夫 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

浅井利一

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

（三重県農林水産部水産資源管理課）
（資源管理班）
主幹兼係長 中西健五
（漁業調整班）
課長補佐兼班長 森田和英
主任 中瀬 優

傍聴者

なし

計 20名

○小川会長

ただいまから第 35 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、浅井委員が欠席で、出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として藤原会長職務代理者と古丸委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。1－1 ページにありますこのことについて、令和 6 年 3 月 4 日付け農林水第 24-1112 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 6 管理年度くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1－3 ページをご覧ください。こちらにポイントをまとめました。今回の諮問については、令和 6 年 4 月から始まる管理期間において、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の 3 つの魚種について、国から都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されたことについて、三重県内の漁獲可能量の配分を行うものとなっています。国からの当初配分は次のとおりです。

するめいかは現行水準、くろまぐろ（小型魚）は 33.8 トン、くろまぐろ（大型魚）は 28.8 トンとなっております。くろまぐろ（小型魚）につきましては、令和 5 管理年度と同様の考え方で配分方法を検討しました。5 月中旬に本県の令和 5 管理年度繰り越し分に加え国の留保枠からの追加配分が見込めるため、当初配分は県の留保を 0 トンとし、養殖用種苗採捕漁業については、7 月から漁期が始まるため、当初の配分を少なくしています。

5 月中旬に国から追加配分があった際には、まず県の留保枠として確保したいと思えます。県の留保枠の確保については、急な漁獲の積み上がりがあった際の対応と、養殖用種苗採捕漁業の追加配分に利用することを考えています。配分方法については漁期を通して関係業者の方及び関係漁協と協議を行いたいと考えています。

くろまぐろ（大型魚）につきましては、近年の漁獲実態に近づけるため、令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 3 ヶ年の漁獲実績を基に決めています。また、本県の令和 5 管理年度繰り越し分が上限である 2.8 トンまでしか見込めないため、国から示された当初配分

の1割を県の留保枠として確保し、急な漁獲の積み上がりに対応していきたいと考えています。

1－4ページ、1－5ページには、それぞれ漁獲量データを載せて考え方を示しています。重複する部分もありますが、1－4ページのくろまぐろ（小型魚）について説明します。国から示された令和6管理年度の漁獲可能量として、小型魚は33.8トン。これは昨年度と変わりません。小型魚につきましては、来遊予測が難しいので、昨年同様、令和5管理年度と同様の配分割合を検討しています。令和5管理年度の県の繰り越し分の上限が3.3トン、そして追加枠が5月中旬に見込まれるということもあり、留保枠は0トンとなっています。配分する33.8トンのうち半数の16.9トンは漁獲規制の無い期間と第1管理期間のうちの4月から3月のデータを基に設定しています。残る16.9トンは定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業で均等に配分しました。養殖用種苗については現時点でそれ以外の漁業種類に多めに配分し、5月の中旬に追加配分が国から示された時に改めて養殖用種苗の漁獲枠を追加で確保したいと考えています。

以上の考え方を表に示します。

一番下のところに調整後の配分結果を示しました。養殖用種苗は、令和6管理年度は2.5トン、定置は12.7トン、まき網は10.5トン、その他漁業は8.1トン、県の留保枠は0で、合計33.8トンとしました。

次いで1－5ページをご覧ください。こちらは令和6管理年度の大型魚についての配分の考え方になります。

国から示された令和6管理年度の漁獲可能量は、大型魚28.8トン。昨年度と比べて、0.1トン多めに配分を受けました。配分については、近年の漁獲実態に近づけるため令和2年4月から令和5年3月までの3ヶ年の漁獲実績を基に配分を計算しました。令和5管理年度の県繰り越し分が当初枠の10%までしか見込むことができませんので、1割の2.9トンを県の留保枠として確保したいと思っています。

残りの25.9トンを令和2年4月から令和5年3月までの漁獲実績を基に配分すると、定置網が10.4トン、その他が15.5トン、県の留保枠が2.9トンとなります。合計で28.8トンとなります。今回の諮問は、するめいかが現行水準、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、この配分枠で諮問したいと考えています。ご審議をお願いします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

三重県は大型魚28.8トン、小型魚33.8トンの枠がありますが、ペナルティが4件、8トン近くあると思うのですが、これは大型魚、小型魚どちらから引かれているのですか。若しくは全体から引かれているのですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

確認したうえで、来月の委員会でご報告させていただきます。

○田邊委員

あと追加配分については、どれ位の見込みでしょうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

現在のところ、令和5管理年度の漁獲実績が固まっていませんので、最終的にどれ位になるのかわかりませんが、例年では4～5トン位配分枠が与えられます。この追加配分枠の考え方については、令和5管理年度の消化率メリットというの也有ります。三重県の漁獲枠に対して実績がどれ位まで積み上がっているかという消化率也有ります。現時点でその消化率については達成できる見込みがある有りますので追加枠がゼロということはありません。

○田邊委員

ありがとうございます。毎年国から決められたトン数で何度も海区漁業調整委員会にかけて調整しているが、一向にその枠は増えない。実績があれば増やすというが、トン数の制限がある中でこれ以上実績を増やすことができないのに、実績を積んで増枠となるような方策があるのか。やはり定置や一本釣りで、水揚げは少ないが放流をしている等の取組を資源保護のためにやっているということを国に解ってもらわないと増枠はできないのでは。そういうこともまた考えてほしいと思います。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

来年度くろまぐろの資源評価の考え方、計算の仕方が変わるかもしれないという話があります。くろまぐろについては絶滅するかもしれないという厳しい資源状態の中で、ある計算式に基づいて算出した資源量を元に国際交渉を経て、日本国内の漁獲枠が示され、県内に配分されています。一方、最近の国際交渉の中では、くろまぐろ資源が少し回復しているとの情報があり、資源評価が良いと判断されれば、もう少し各県に割り当てられる漁獲枠が増えるかもしれないということで、来年度増えた場合のシミュレーションを今国の方では始めています。そうした点について今後国から情報を収集したいと考えています。

○田邊委員

ありがとうございます。

○小川会長

ほかにありませんか。

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 1 については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして議案 2 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。2－1 ページにありますこのことについて、令和 6 年 3 月 4 日付け農林水第 24-1113 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える同条第 2 項の規定に基づき当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和 5 管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今回審議していただくのは令和 5 管理年度のくろまぐろの漁獲枠の変更です。概要についてはポイントを 2－4 ページにまとめています。

今回の諮問は、2 月末時点でのくろまぐろ小型魚（30 kg 未満）の「定置漁業」及び「その他漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応、くろまぐろ大型魚（30 kg 以上）の「その他漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応を目的に知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。2 月末時点の小型魚及び大型魚の漁獲量等については、別紙 1 の「くろまぐろの漁獲状況と配分の一覧」のとおりです。小型魚の「定置漁業」については、漁獲可能量の消化率が 98.2%まで積み上がっています。そして小型魚は釣りがメインとなる「その他漁業」において漁獲可能量の消化率が 79.1%まで積み上がっています。また、大型魚の「その他漁業」については 3 月に一本釣りやはえ縄漁業での操業が計画されています。

また別紙 2 では、「過年度のくろまぐろ小型魚及び大型魚の漁獲量」のとおり、小型魚の「定置漁業」や大型魚の「その他漁業」については 2 月から 4 月にかけて漁獲が見られ、操業がピークとなっていきます。こうしたことに対応するため、小型魚につきましては、「中型まき網漁業」から「定置漁業」へ、そして「中型まき網漁業」から「その他漁業」への漁獲量の配分を行いたいと考えています。

大型魚については、「定置漁業」から「その他漁業」へ漁獲量の配分を考えています。

具体的には小型魚について、「定置漁業」、「その他漁業」での漁獲量の急な積み上がりに対応できるよう「中型まき網」が留保している 8.5 トンのうち 1.0 トンを追加配分の原因とし、「定置漁業」へ 0.5 トン、そして「その他漁業」へ 0.5 トン配分したいと思っています。

大型魚については、「その他漁業」での積み上がりに対応できるよう「定置漁業」が留保している 12 トンのうち 1.0 トンを原資とし「その他漁業」へ 1.0 トンを配分したいと考え

ています。

それぞれの配分案の数量、考え方等については、関係漁協からの同意を得ています。

以上簡単ですが、くろまぐろ大型魚及び小型魚の漁獲可能量の変更を諮問します。どうぞよろしくお願いします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

小型魚の「その他の漁業」、残りが 3.4 トンになっているが、最近 2 日位の間に漁があったので、1 トン位しか残ってないのでは。規制しないといけないレベルになっているのではないかと思うがどうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

3 月 11 日現在で、「その他漁業」での漁獲量は、約 2.3 トン積み上がりました。

ご指摘のとおり、あと 1 トンわずかとなっておりますので、残りの期間、モニタリングをしながら海区漁業調整委員会で定められた漁獲配分を超えることがないように注意して関係漁協とも協力して配分の枠を守りつつ、できるだけ漁獲上限まで獲れるよう進めていきたいと考えています。

○小川会長

ほかにありませんか。

それでは、議案 2 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 2 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、報告事項 1 「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告（区画漁業：真珠、真珠母貝）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 3 をご覧ください。3－1 ページにありますこのことについて、令和 6 年 2 月 29 日付け農林水第 24-4300 号で三重県農林水産部長から漁業法第 90 条に基づく報告がありました。

今回は区画漁業の真珠、真珠母貝についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁業法第 90 条に基づき資源管理の状況等の報告を行うことになっています。10 月に定置漁業分について、1 月に藻類貝類及び共同漁業分を報告しましたが、今回真珠及び真珠母貝について報告すると三重県の海面漁業の関係する資源管理の状況等の報告は全て完了となります。

3－2 ページをご覧ください。真珠の養殖業、仕上げ養成、避寒漁場の資源管理状況等についての報告書の提出状況を記載しています。すべての地区からの提出があり、内容を確認させていただいたところ適切に運用されていると判断されました。

続いて、3－3 ページは真珠母貝養殖業の一覧表となります。こちらでも県のなかで立神地区から古江地区まで利用されている真珠母貝養殖の状況について報告を求めたところすべての地区から提出があり、内容を確認したところ適切に利用されていると判断されました。資料にはありませんが、近年アコヤ種苗が入手困難であることや海水温の上昇の為、漁場を休ませていることで生産状況にないという漁場もありますが、それはあくまでも漁場利用を今後も持続的に行うための経過措置ということで、適切に利用されているということで判断しています。以上で説明を終わります。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進みます。

報告事項 2「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 4 をご覧ください。浅井委員が委員を務めておられます第 40 回太平洋広域漁業調整委員会が 2 月 29 日に開催されました。13 時 30 分から第 32 回太平洋南部会が開催され、15 時 30 分から本会議が開催されました。どちらも水産庁において WEB 会議併用で開催され WEB にて参加しました。

まず南部会について、4－1 ページの議事次第のとおり、広域魚種の管理資源として、キンメダイと伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種がありました。三重海区漁業調整委員会に関わりの深い伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種について説明します。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種は、トラフグ、マアナゴ、シャコです。

トラフグの現時点での資源評価は 4－15 ページからです。4－15 ページの上段の図 2 をご覧ください。2010 年以降は 200 トン以下の漁獲量が続き、2022 年漁期の漁獲量は 62 トンでした。このページの下段をご覧ください。2022 年漁期の資源量は 220 トンであり、漁獲割合は 28%、親魚量は 72 トンとのことでした。

マアナゴの資源評価は 4-23 ページにまとめがあり、資源水準は低位、動向は減少と判

断され、2022 年漁期の ABC（生物学的許容漁獲量）の目標値は 24 トン、上限値は 29 トンとされました。

シャコの資源評価は 4-27 ページにまとめがあり、2022 年の資源水準は低位、動向は減少と判断されました。2024 年の漁期の ABC の目標値は 15 トン、上限値は 19 トンとされました。

4-29 ページから 4-31 ページの資料 1-2-2 からは広域資源管理に関するものです。資源の現状で、小底全体の漁獲量は減少傾向にあり小さなサイズで漁獲される割合が高いことから、小型魚の保護を中心とした管理で漁獲量の増大を図る必要があるとしています。

なお、イカナゴについては、2023 年の夏眠魚調査でも確認できず、2016 年以降休漁しているため、広域委員会指示を発出しないことになりました。

つづいて 2 冊目 4-32 ページからの太平洋広域漁業調整委員会について、議題のうち当海区漁業調整委員会に関連する「(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」を中心に報告します。4-36 ページをご覧ください。委員会指示の概要です。令和 3 年 6 月から太平洋広域漁業調整委員会による委員会指示として規制が導入されました。委員会指示の内容は、1. 経緯にあるように、①30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止、②30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告、③大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源量の枠組みに支障をきたす恐れがあると認められる場合は採捕を禁止するといったものです。また、一人一日当たり一尾を超えて大型魚を保持してはならないという制限もされています。

今回の委員会指示では、遊漁者の水産庁への捕獲報告期限を現行の陸揚げした日から 5 日以内であったのを 3 日以内に短縮することになりました。

4-37 ページをご覧ください。3. にあるとおり、より厳格なくろまぐろ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにしていくとのことです。

なお、令和 5 年度に 3 件の委員会指示違反があり、指導を行ったとの報告が口頭でありました。

4-38 ページから 4-39 ページをご覧ください。この委員会指示第 46 号の内容で、委員会当日付けで発出されました。

次に 4-78 ページをご覧ください。水産資源ごとの検討状況で左端に水産資源、右端の備考に TAC 管理開始が決まった資源については開始時期が書かれています。一番上の行であるカタクチイワシ太平洋系群についてはステークホルダー会合・利害関係者の会合が行われているもののまだ開始時期は決まっておらず、下から 3 行目のトラフグ伊勢・三河湾系群はまだステークホルダー会合がいつ行われるかの予定も決まっていないとのことです。

次に 4-118 ページをご覧ください。沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果があります。全国で 16,878 件承認されており、三重県では 806 件承認されています。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員
(意見なし)

○小川会長

特にないようですので、次に進みます。その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回の海区漁業調整委員会については令和6年4月30日（火）の10時からの開催をご提案します。場所は未定です。

議題は、「令和6年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」です。

○小川会長

今回は4月30日（火）場所は未定ということで後日お伝えすることになると思います。
ありがとうございました。これをもちまして委員会を閉会いたします。